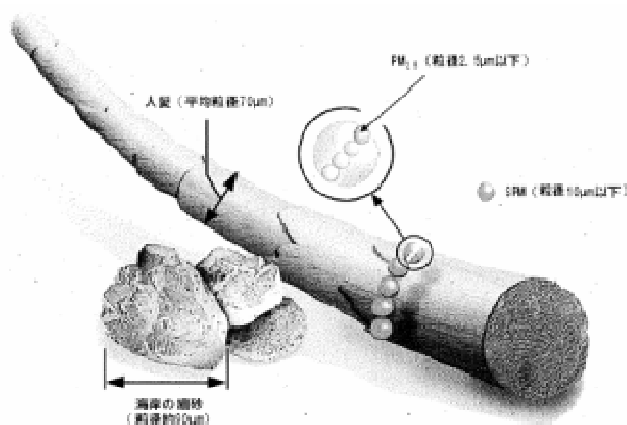


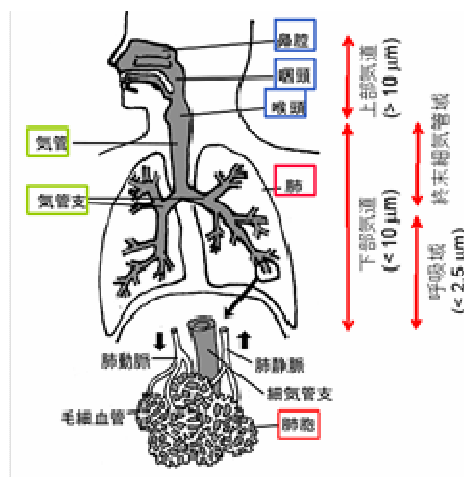
微小粒子状物質（PM2.5）について

1 微小粒子状物質（PM2.5）とは

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下の小さな粒子で、非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の1程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。



PMの大きさ（人髪や海岸細砂）との比較（概念図）



人の呼吸器と粒子の沈着領域（概念図）

2 環境基準

PM2.5に係る環境基準は、平成21年9月に定められています。

「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」

（環境基準は、環境基本法に基づく行政上の目標となる値で、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として位置付けられているものです。）

3 注意喚起のための暫定的な指針（平成25年2月27日 環境省）

○ PM2.5の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、都道府県において注意喚起を実施する。

○ 注意喚起のための暫定的な指針の行動の目安

<日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合>

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。
- ・ 換気を必要最小限にするなどにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしてください。
- ・ 呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方など高感受性者は、体調に応じて、より慎重な行動をお願いします。

<日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下と予想される場合>

特に行動を制約する必要はありません。

なお、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方などの高感受性者は、体調の変化に注意してください。